

# 専門実践教育訓練明示書

講座の名称	社会福祉士短期通信学科													
実施方法	① 通学 ( 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 )					② 通信 スクーリング								
指定講座番号	6	5	0	2	4	—	1	5	2	0	0	1	—	6
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間					過去一年の講座実績	入講者数 ( 104人 )					修了者数 ( 96人 )		
年月日	2021年9月30日まで													
訓練期間	9ヶ月					総訓練時間					1,620時間			
1. 教育訓練目標														
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務独占資格・名称独占資格 ( 社会福祉士 )</li> <li>R 職業実践専門課程 ( )</li> <li>R 専門職学位 ( )</li> <li>R 職業実践力育成プログラム ( )</li> <li>R 情報通信技術関係資格 ( )</li> <li>R 第四次産業革命スキル習得講座 ( )</li> </ul>						教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等	なし	
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						厚生労働省								
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等						本学科に定められた修業期間以上在学し、本学則「附帯教育事業 社会福祉士短期通信学科及び社会福祉士一般通信学科通則」第22条に従って所定の全科目に合格した者について、学校長が本学科の卒業を認定する。卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づき、社会福祉士国家試験受験資格を取得する。								
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						福祉・医療現場での相談援助業務を行う専門資格（国家試験合格後、社会福祉士として登録を行った場合）								
2. 教育訓練の内容														
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名											
現代社会と福祉		180	新・社会福祉士養成講座4「現代社会と福祉」 (中央法規出版)											
相談援助の理論と方法		360	新・社会福祉士養成講座7「相談援助の理論と方法Ⅰ」 (中央法規出版)											
			新・社会福祉士養成講座8「相談援助の理論と方法Ⅱ」 (中央法規出版)											
地域福祉の理論と方法		180	新・社会福祉士養成講座9「地域福祉の理論と方法」 (中央法規出版)											
相談援助演習		450	「社会福祉士 相談援助演習」 (中央法規出版)											
相談援助実習		180	「社会福祉士 相談援助実習」 (中央法規出版)											
相談援助実習指導		270	「社会福祉士 相談援助実習」 (中央法規出版)											
合 計		###	時間											
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)														
①受講するに当たって必要な実務経験等						<p>社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 (昭和62年厚生省令第50号) 第3条第一号イにより、次のいずれかに該当する者とする。①学校教育法に基づく大学において (短期大学を除く。) 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号。以下「法」という。) 第7条第二号に規定する基礎科目 (以下「基礎科目」という。) を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。) 第1条第2項各号に規定する者。②学校教育法に基づく短期大学 (修業年限が3年であるものに限る。) において基礎科目を修めて卒業した者 (夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。) その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第5項各号に規定する者であって、法第7条第四号に規定する指定施設 (以下「指定施設」という。) において1年以上相談援助の業務に従事した者。③学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第1条第8項各号に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。④社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了したものであって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。⑤児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に定める児童福祉司、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上である者。</p>								
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						社会福祉の社会における役割・重要性について理解していること								
③その他						なし								
〔 特 記 事 項 〕														
なし														

# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況 (1) 資格取得状況 (1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	96	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	104	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	91	人	受験率(③/②)	87.5	%
④ ③のうち合格者数	34	人	合格率(④/③)	37.4	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 ⑤ ①	1	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 ⑥ ①	94	人	91.3		%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 ※1 前年度の修了者のうち、この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。					
※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いていた者で、修了後に別の職に転職した者。 修了後に別の職に転職した者。 修了後に別の職に転職した者					
(2) 受講修了者による講座の評価等 (2) 受講修了者による講座の評価等 (2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数①	回答者総数①	回答者総数	37	人	
② 受講開始時の就業状況等② 受講開始時の就業状況等② 受講開始時の就業状況等	1 正社員 1 正社員 1 正社員	35	人	②A: 就業者計 ②A: 就業者計 ②A: 就業者計	37
	2 非正社員、派遣社員 2 非正社員、派遣社員	2	人		
	3 その他の就業(自営業等) 3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業 4 非就業	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	9	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) ③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	37
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	4	人		
	3 社内外の評価が高まる	15	人		
	4 円滑な転職に役立つ	1	人		
	5 趣味・教養に役立つ	2	人		
	6 その他の効果 6 その他の効果	5	人		
	7 特に効果はない	1	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	1	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) ④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	3
	2 希望の職種・業界で就職できる	1	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果 5 その他の効果	1	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) ⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	1
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	10	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	36
	2 おおむね満足	23	人		
	3 どちらとも言えない	3	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		カリキュラムに応じた各科目のレポート等の評価を実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し担当講師がレポート作成等の弱点補強指導を行っている。			
(通信制講座の場合)スクリーニングの実施場所、時期、期間・回数		<p>&lt;新潟会場&gt; ・実施場所…本校【新潟県新潟市中央区花園1-4-8】 ・時期、期間、回数 第1回面接授業：2019年6月1日(土)～2日(日) 相談援助実習指導(実習該当者のみ)：2019年6月3日(月)～4日(火) 第2回面接授業：2019年8月24日(土)～25日(日) 相談援助実習指導(実習該当者のみ)：2019年8月26日(月) 第3回面接授業：2019年11月16日(土)</p> <p>&lt;東京会場&gt; ・実施場所…フクラシア八重洲(東京)【東京都中央区八重洲2-4-1 ユニゾ八重洲ビル3F】 ・時期、期間、回数 第1回面接授業：2019年6月8日(土)～9日(日) 相談援助実習指導(実習該当者のみ)：2019年6月10日(月)～11日(火) 第2回面接授業：2019年9月7日(土)～8日(日) 相談援助実習指導(実習該当者のみ)：2019年9月9日(月) 第3回面接授業：2019年11月23日(土祝)</p> <p>&lt;金沢会場&gt; ・実施場所…TKP金沢新幹線口会議室【石川県金沢市堀川新町2-1 井門金沢ビル3、4、6F】 ・時期、期間、回数 第1回面接授業：2019年6月15日(土)～16日(日) 第2回面接授業：2019年9月14日(土)～15日(日) 第3回面接授業：2019年11月30日(土)</p>			

# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

<b>6. 受講効果の把握方法</b>			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験・進級試験等の具体的基準)	社会福祉士短期通信学科の教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)における受講認定基準においては、入学日が属する年の4月から9月までの6か月間は、1学期提出分のレポートのうち未提出レポートが7本以内である者を認定する。入学日が属する年の10月から12月までの3か月間は、入学日が属する年の12月末日時点において卒業が確定した者を認定する。(本学則「附帯教育事業 社会福祉士短期通信学科及び社会福祉士一般通信学科通則」第22条の2第2項)		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各学期のレポート提出状況を確認している。定期的に希望者に対し担当講師がレポート作成等の弱点補強指導を行っている。		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本学則「附帯教育事業 社会福祉士短期通信学科及び社会福祉士一般通信学科通則」第24条の基準を満たした者。		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	カリキュラムに応じた各科目のレポート等の評価を実施し、習得度を確認している。定期的に希望者に対し担当講師がレポート作成等の弱点補強指導を行っている。		
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各科目のレポートの返却時に、「所見」として各自の習得度・理解度について助言・指導を実施する。また、特に必要と思われる場合には個別に通信手段等を利用して学習指導を実施する。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例：資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	教育訓練目標である国家試験受験資格取得及び国家試験合格を支援するため、国家試験情報を随時提供するとともに国家試験対策資料を配布するなど受験対策に力を入れている。		
<b>8. その他の事項</b>			
指定教育訓練実施者 及び代表者名	学校法人 新潟福祉医療学園 <span style="float: right;">代表者名：理事長 井口 明彦</span>		
及び連絡先住所及び連	〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園1丁目4番8号〒TEL 025-240-4810		
び施設長名施設名称及	日本こども福祉専門学校 <span style="float: right;">施設長：学校長 井口 明彦施設</span>		
及び連絡先住所及び連	〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園1丁目4番8号〒TEL 025-240-4810		
情受付者苦情受付	氏名氏名 菜穂子渡邊 <small>所属所属 信教育部通信教育</small>	務担当者事務担当	氏名氏名 菜穂子渡邊 菜 <small>所属所属 信教育部通信教育</small>
連絡先連絡先	TEL 025-240-4820	連絡先連絡先	TEL 025-240-4820
支 払 い 方 法 支 払 ① 一括払 ① ② 分割払 ②分 ③ 両方可 ③	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1. 専門実践 310,000円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ① 入 学 料 ( 税 込 額 ) 20,000円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 290,000円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 145,000円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 145,000円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 0円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 0円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 0円円 (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。 ) ② 受 講 料 ( 税 込 額 ) 0円円 (うち、必須教材費 0 円 )		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 319,656 円		
	① 任意の教材費(税込額) 19,656 円 ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 300,000 円 ③ 施設維持費(税込額) 0 円 ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 0 円		
	3. 総額 (1+2) (税込額) 629,656 円		